

議事（1） 岡山県動物愛護センターの現状について

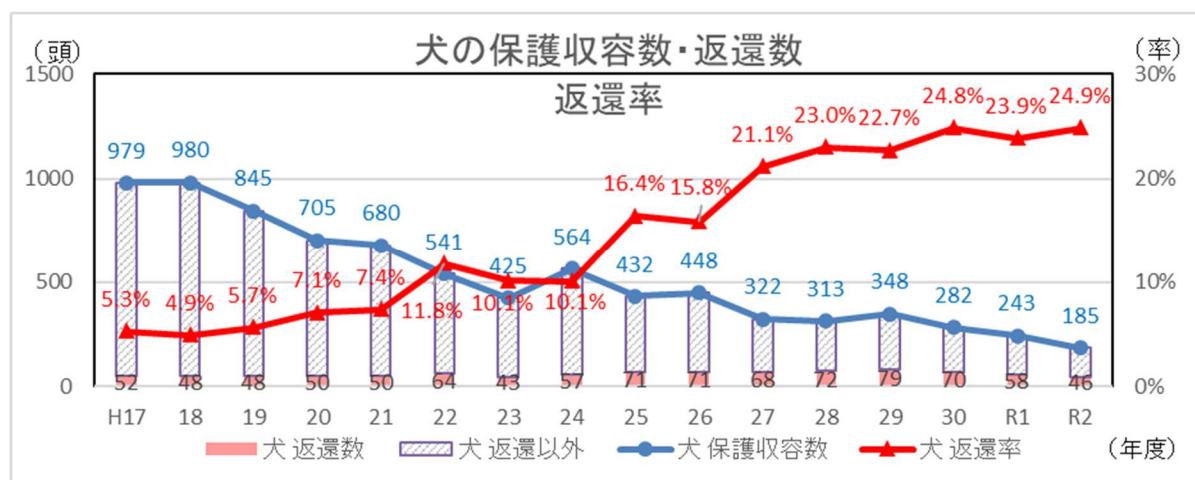
1 犬の保護収容数、返還数及び返還率

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という）、岡山県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「動物愛護管理条例」という）に基づき犬の保護収容を実施しています。

保護収容した犬については、返還を促進するため、市町村へ公示を依頼したり、動物愛護センター（以下「センター」という）のホームページに写真付きで情報を2週間掲載しています。

犬の保護収容数は、平成17年度のセンター開所以来徐々に減少し、令和2年度は185頭となり、開所時の5分の1になっています。

犬の返還率は、平成17年度のセンター開所以来徐々に増加し、令和2年度は24.9%となり、開所時の約5倍になっています。



2 猫の保護収容数、返還数及び返還率

動物愛護管理法及び動物愛護管理条例に基づき、猫の保護収容を実施しています。

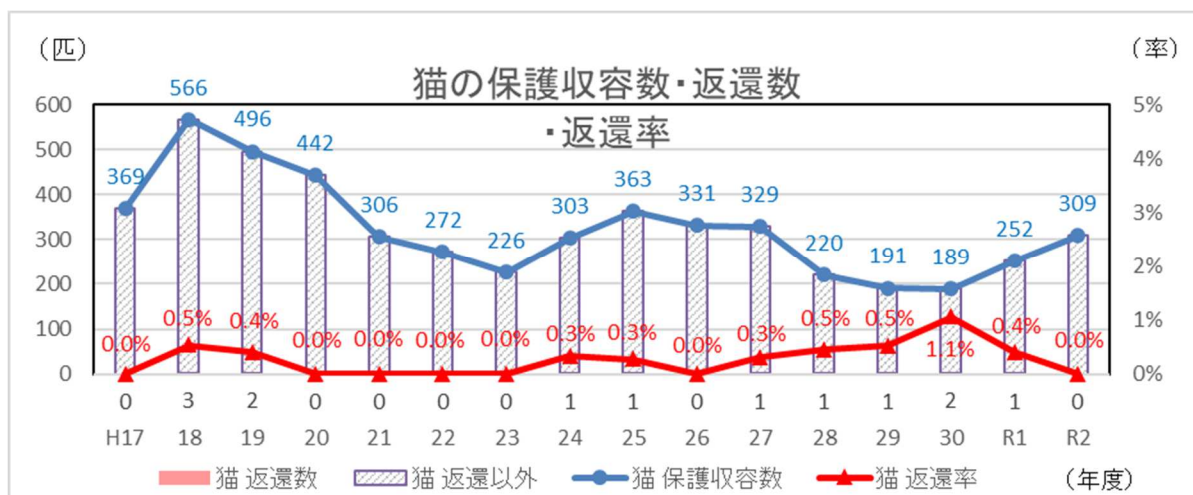
猫の保護収容は、そのまま放っておくと死亡してしまう場合に限っており、生後間もなく人間により捨てられた子猫及び親猫の飼育放棄等により取り残された子猫が大半を占め、負傷した猫も含まれます。遺棄の疑いのある猫については、警察が捜査をした後にセンターに収容されています。

保護収容した猫については、返還を促進するため、センターでの公示を行うとともに、センターのホームページに写真付きで情報を1週間掲載しています。

猫の保護収容数は、平成17年度のセンター開所以来徐々に減少していましたが、平成24年度から平成27年度は横這いとなり、平成28年度から平成30年度は徐々に減少し、

令和元年度以降は増加傾向になっています。

猫の返還率は、平成 17 年度のセンター開所以来、約 1 %未満で推移しています。



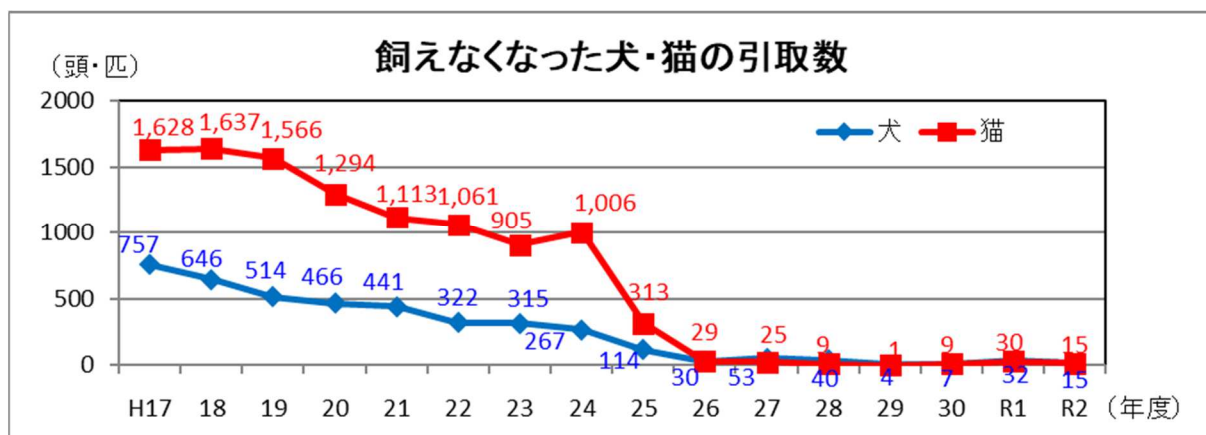
3 飼えなくなった犬・猫の引取数

動物愛護管理法の改正により、平成 25 年 9 月からは、やむを得ない理由がない場合は、引き取りを拒否できるようになり、厳格な運用によって引取数は大幅に減少しています。

令和 2 年度は犬が 15 頭、猫が 15 匹と前年度に比べて 2 分の 1 以下となっています。

近年は、安易に犬・猫を飼い始めて不妊去勢手術などの繁殖制限措置をしなかったために数が増えて飼育不能になる「多頭飼育崩壊」が課題となっており、令和 2 年度はセンター管内でも犬・猫共に 1 件ずつ発生しています。

多頭飼育崩壊が起これると、飼い主自身で譲渡等できない限り、行政が引き取らざるを得なくなり、引取数は一気に増加して、殺処分数増加につながります。そのため、多頭飼育者を把握し、崩壊を防ぐために、県や市町村の福祉部局との連携を図っているところ です。



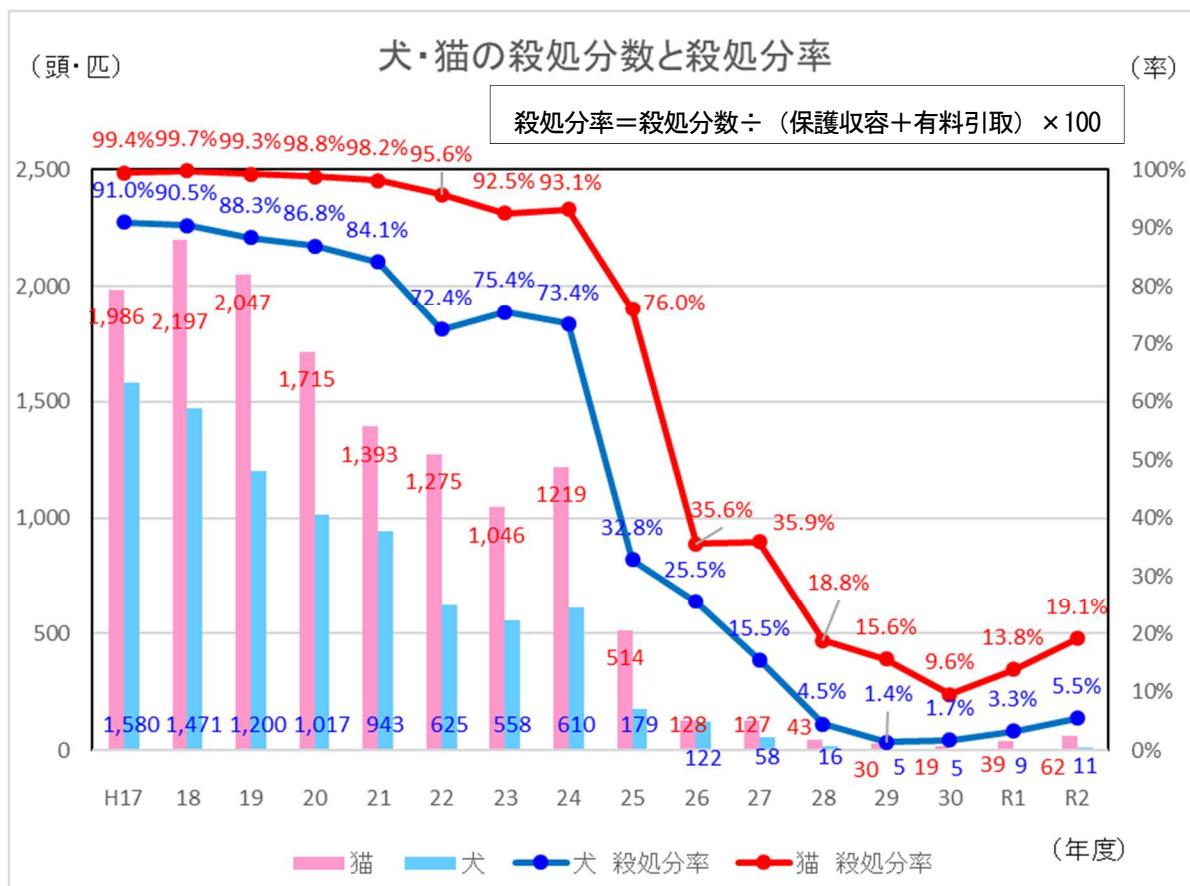
4 犬・猫の殺処分数と殺処分率

国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」では、犬・猫の殺処分を次の3分類に分け、特に②に属する犬・猫の返還及び譲渡を進め、殺処分を減らすことを目指しています。

- ① 譲渡することが適切でない（治療の見込みがない病気や攻撃性がある等）
- ② ①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）
- ③ 引取後の死亡

センターでは、負傷や病気による苦痛からの解放が必要な場合、著しい攻撃性がある場合、衰弱や感染症によって成育が困難と判断される場合など、動物福祉の観点から安楽死の処置を行っています。その数とセンター収容後に病気等で死亡した数を合わせた数が殺処分数となっており、②に属する犬・猫の処分数はゼロとなっています。

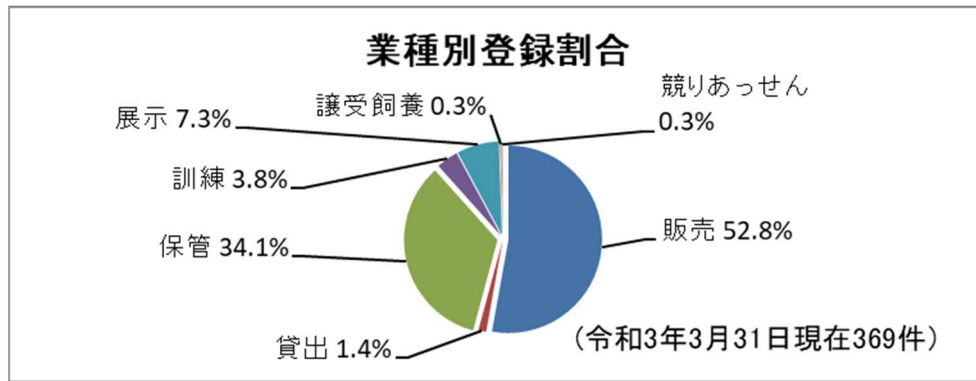
令和2年度は、犬は11頭、猫は62匹で、令和元年度から犬は2頭、猫は23匹増加しました。



5 第1種動物取扱業登録件数及び業種別登録割合

第1種動物取扱業は動物愛護管理法により登録制となっており、5年毎に更新手続きが必要です。

	販売	貸出	保管	訓練	展示	譲受飼養	競りあっせん	総件数
登録	195	5	126	14	27	1	1	369



令和3年3月31日現在での登録件数は、総数が369件で、内訳は、ペットショップやブリーダー等の販売業が195件、貸出業が5件、ペットホテルやペット美容室等で動物を一時預かるような保管業が126件、訓練業が14件、動物を見せたり動物とのふれあいをする展示業が27件、老犬施設等の譲り受け飼養業が1件、競りあっせん業が1件でした。

施設の立入指導は、大規模施設については年に1回以上、その他の施設は最低3年に1回行っています。しかし令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、新規・更新登録、苦情対応を除き、極力施設立入を行わない方針で監視を行った結果、立入件数は83件（目標の85%）にとどまりました。

動物取扱責任者研修会は毎年開催し、業者に指導啓発していますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止しました。今年度は、引き続き感染拡大防止に努めながら、会場を分散し、回数を増やす等して開催する予定です。

6 特定動物の種類及び許可施設数

特定動物（人に危害を与える恐れのある動物）を飼養するには、動物愛護管理法により許可が必要で、5年毎に更新手続を行わなければなりません。法改正により、令和2年6月から特定動物の愛玩目的での新たな飼養は出来なくなっています。

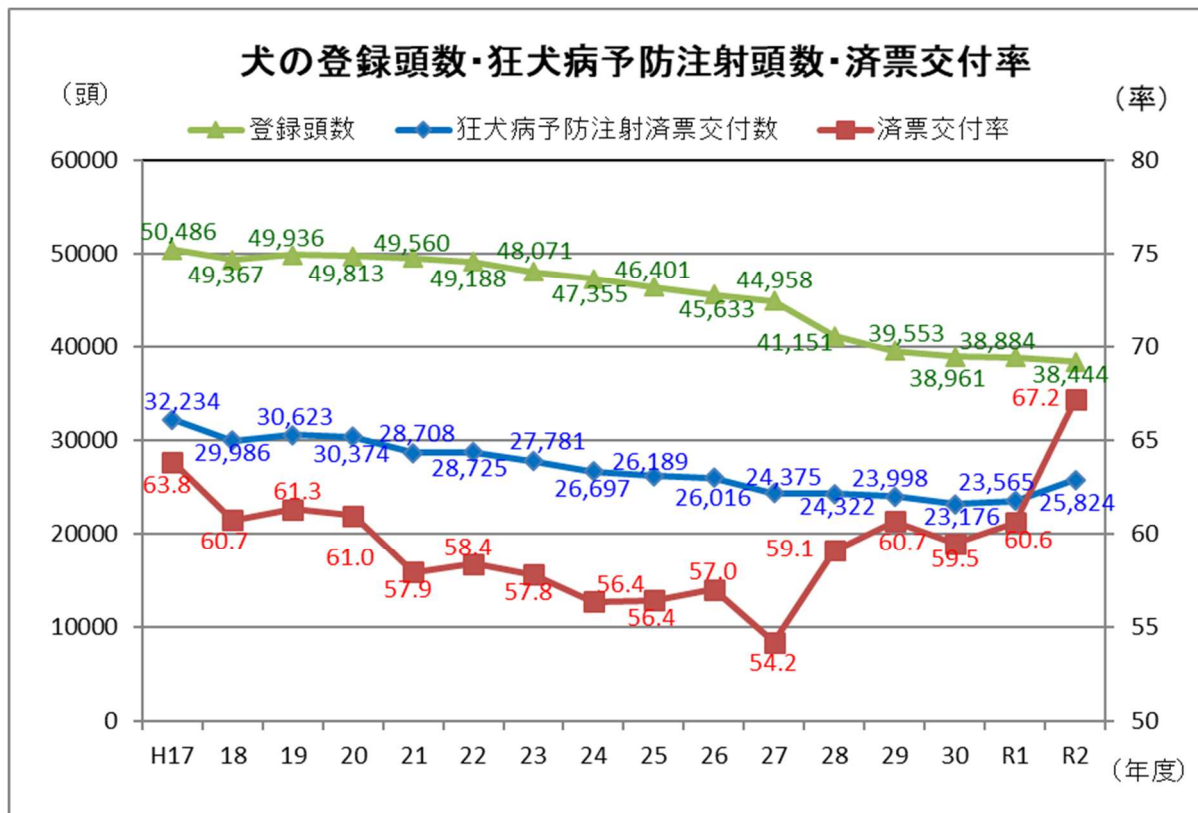
（令和3年3月31日現在）

動物種類	ニホンザル	ワニガメ	ポアコンストリクター	イヌワシ	計
許可施設数	4	6	1	1	12
飼養頭数	12	7	3	1	23

7 犬の登録頭数及び狂犬病予防注射頭数（狂犬病予防注射済票交付数・済票交付率）

登録注射事務は市町村が行っています。

狂犬病予防注射頭数は注射済票交付数で示しています。



令和2年度は、登録頭数が38,444頭、注射済票交付数が25,824頭で、登録頭数は前年度よりやや減少しました。

登録頭数と注射済票交付数に開きがありますが、この原因につきましては、2つのことが考えられます。

1つは、注射だけ受けさせて注射済票の交付を受けていない場合です。

犬に狂犬病予防注射を受けさせる場合、市町村の注射会場や、市町村と注射済票交付の委託契約をしている動物病院では、注射と同時に注射済票の交付を受けることができますが、それ以外では、注射済証明書が発行されるだけで済票は交付されませんが、証明書を市町村に提出して注射済票の交付手続をしないと交付数に計上されませんので、この手続をしていない飼い主がかなりいると推測されます。

もう1つは、犬が死亡したり転出した場合に届出が市町村に提出されていない場合です。この場合、登録頭数は減らずに注射がなされないで差が開いていきます。

センターでは、注射済票交付率を上げるため、市町村に対して狂犬病予防業務担当者研修会を毎年1回開催し、担当者に指導啓発をしています。

8 犬・猫の譲渡事業実績

センターに収容・処分される犬・猫にできる限り生存の機会を与え、殺処分数の減少を図ることと、飼い主が適正飼養できることを目的として、動物愛護推進員及び動物愛護団体等と協働して、犬・猫の譲渡事業を実施しています。

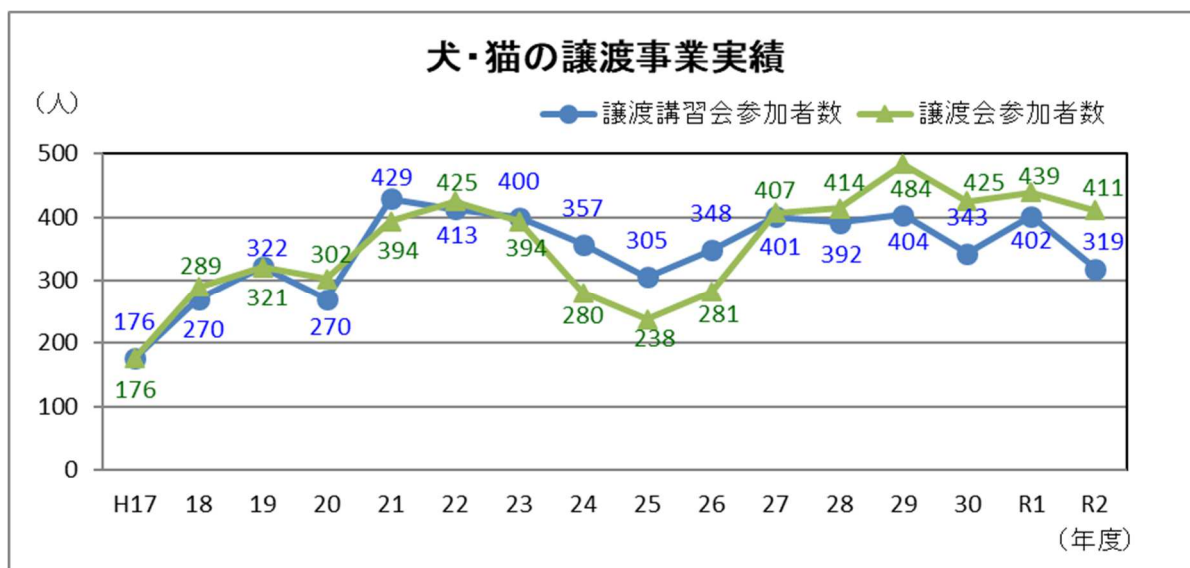
(1) 一般譲渡

一般譲渡として、センターで開催する譲渡会で譲渡をしています。譲渡会参加者には、譲渡会に参加する前に、犬・猫の飼い方講習会（譲渡講習会）の受講を義務付けています。講習会では、飼い主が、犬・猫の適正飼養ができるよう日常管理に関する基礎的な知識、関係法令等について説明しています。

講習会は毎月第2，第4日曜日と第2日曜日の次の木曜日に、譲渡会は毎月第1，第2，第4日曜日と第2日曜日の次の木曜日に開催しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止や個別の対応、人数制限など感染状況にあわせた対応をして事業を実施しました。

譲渡会では、家族の同意や飼育環境等の書類審査に合格した方に、犬・猫とマッチングをしていただき、決まった場合は、終生飼養、登録注射、不妊去勢等の誓約書を提出していただいています。



(2) 団体譲渡

平成21年度から、団体譲渡として、ボランティアを介した譲渡を行っています。ボランティアを介した譲渡は、性格や健康上の問題で一般譲渡に適さない犬・猫をボランティアに譲渡し、ボランティアに問題点の見極めと改善をして貰った上で、適正飼養できる新しい飼い主に譲渡してもらう方法です。

ボランティア登録数は、令和3年6月末現在、16団体と個人24人です。

(3) 特別譲渡

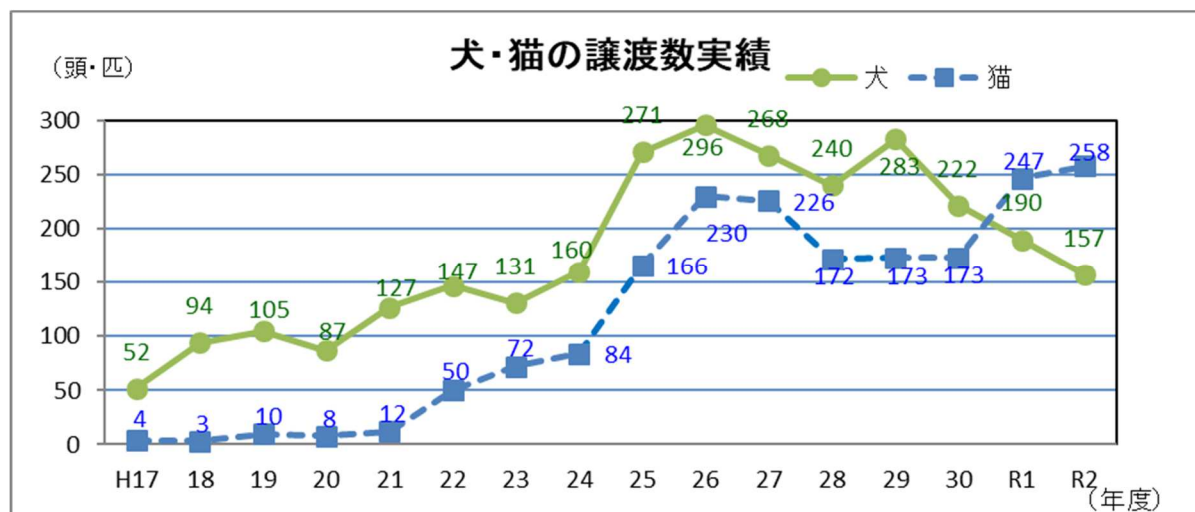
平成 27 年 8 月からは、特別譲渡として、人慣れしていないとか病気がある等の理由で、一般譲渡又は団体譲渡の対象とならなかった犬・猫について、これらのことを十分理解した上で適正な飼養ができるという方に譲渡をしています。

9 犬・猫の譲渡数実績

平成 26 年度までは譲渡数が増加していましたが、近年は保護収容数と引取数の減少を受け、譲渡数も減少傾向となりました。令和元年度からは、猫の保護収容数が犬を上回ったことで、猫の譲渡数が犬を上回っています。

平成 21 年度から団体譲渡を始めたことで、譲渡数は大きく増加しました。令和 2 年度の譲渡数に占める団体譲渡の割合は、犬で 60%、猫で 75%でした。

さらに、平成 27 年 8 月から始めた特別譲渡による令和 2 年度の譲渡数の割合は、犬で 4%、猫で 2%でした。



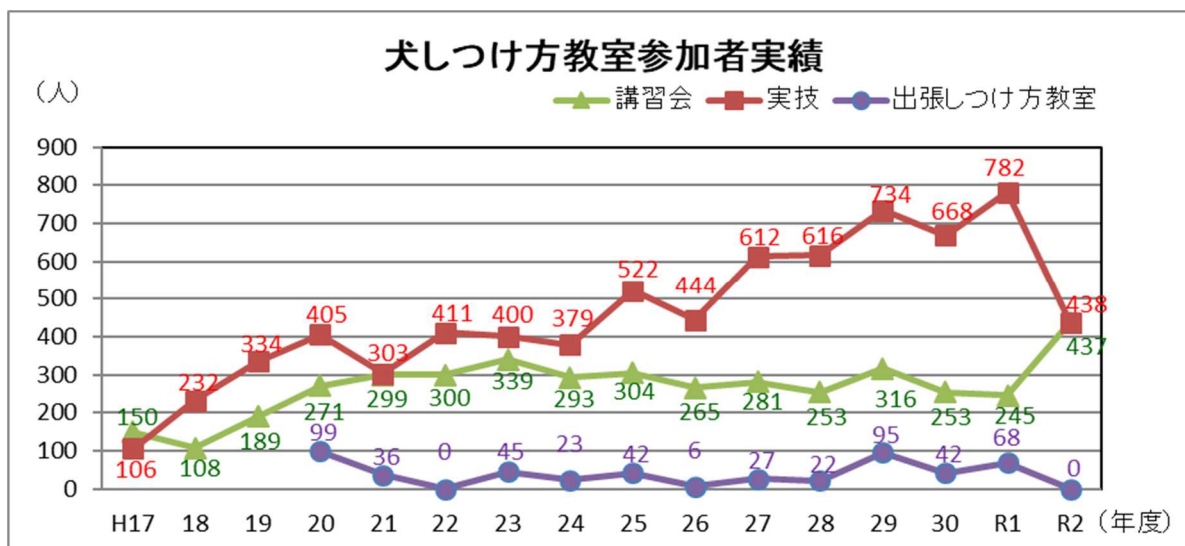
10 犬のしつけ方教室参加者実績

基本的なしつけ方のトレーニング方法を飼い主さんに学んでもらうため、犬のしつけ方教室を開催しています。

毎月第 1 日曜日に講習会、2 週間後の第 3 日曜日に犬を連れての実技を行っています。

近年、実技の受講希望者が多いため、日曜日の午前と午後の 2 回、さらに土曜日にも実施して対応しています。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の状況に合わせ、中止や人数制限などの対応を行い、実績は、講習会受講者が 147 組 437 名、実技受講者が 242 組 438 名でした。公民館等に出張して行う出張しつけ方教室は中止しています。

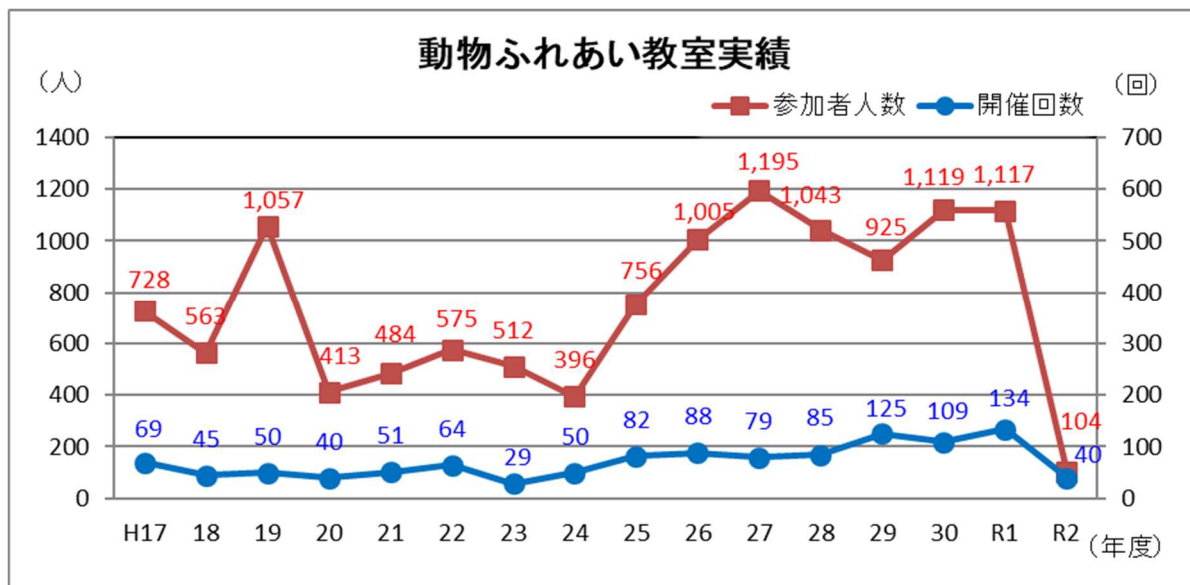


11 動物ふれあい教室実績

動物とふれあうことで動物の温かさや命の大切さを学んでもらうことを目的に、動物ふれあい教室を開催しています。

教室ではボランティアとボランティア犬にも協力いただいています。

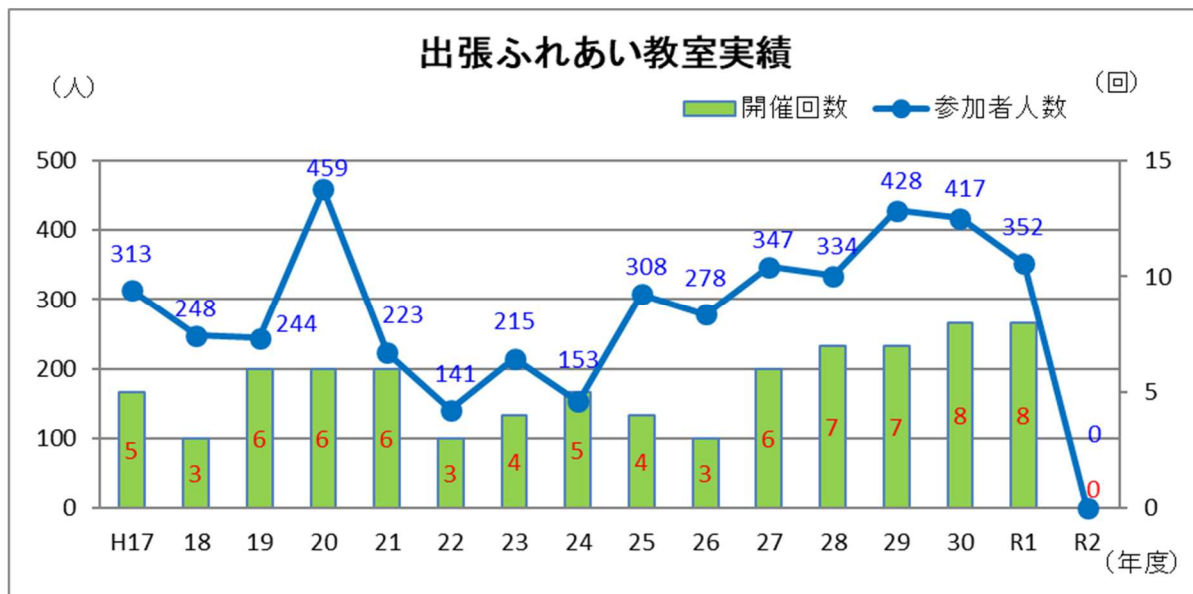
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定期ふれあい教室の開催は中止し、愛護館来場者が希望した場合に随時行うミニふれあい教室としてウサギやモルモットへの餌やり体験のみを40回104名に行いました。



12 出張ふれあい教室実績

保育園や幼稚園に出張して開催しています。

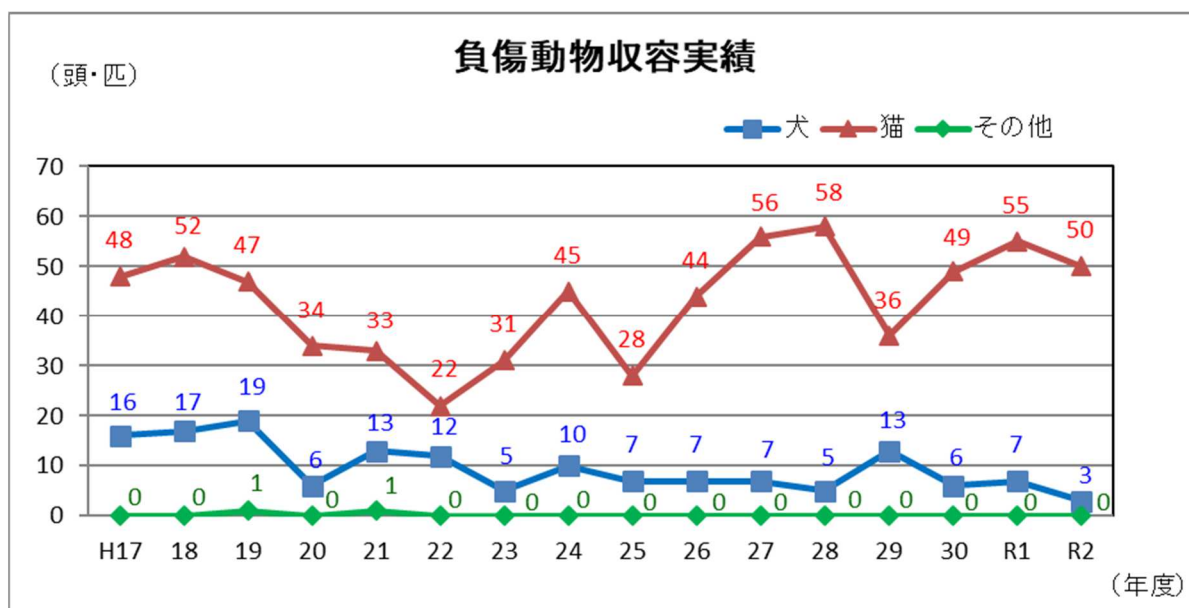
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。



13 負傷動物收容実績

動物愛護管理法及び動物愛護管理条例に基づき、負傷動物（犬・猫・家うさぎ・ニワトリ・アヒル）を收容し、応急処置しています。

治療等は、センターで実施する他、負傷動物がセンターから遠隔地で発見された場合に迅速に対応するため、岡山県獣医師会と「負傷動物診療措置業務委託契約」を結び、協力してくださる動物病院でも行っており、令和2年度は8件の協力をいただきました。



14 北広場（ドッグラン）利用状況実績

ドッグランは、火曜日及び年末年始の休み以外無料で利用できますが、利用に当たっては、鑑札と狂犬病予防注射済票を犬へ装着することの条件を付けています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一定期間は閉鎖をしていましたが、再開後は利用者が密にならないよう人数・時間制限を設けて利用してもらいました。

